

新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第5号

新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例

(趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定により，幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定に係る要件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は，法で使用する用語の例による。

(認定こども園の類型)

第3条 認定こども園は，次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。

(1) 幼稚園型認定こども園 次に掲げるいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか，当該教育のための時間の終了後，在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって，次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において，満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い，かつ，当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施

設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(職員配置等の基準)

第4条 職員配置は、満2歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

2 前項の場合における職員の数は、次に掲げる計算方法によって計算した数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を合算して得た数（当該合算して得た数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入した数）とする。

(1) 認定こども園に在籍する満2歳未満の子どもの数を3で除して得た数

(2) 認定こども園に在籍する満2歳以上満3歳未満の子どもの数を6で除して得た数

(3) 認定こども園に在籍する満3歳以上満4歳未満の子どもの数を20で除して得た数

(4) 認定こども園に在籍する満4歳以上の子どもの数を30で除して得た数

3 満3歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下

「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)については、満3歳以上の子どもについて学級を編成し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

(職員の資格)

第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事するものは、保育士の資格を有する者でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するものは、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者となるよう努めなければならない。ただし、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者とするのが困難である場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有し、かつ、保育所等において3年以上児童の保育に従事した経験を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの(幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力をしている者に限る。)を学級担任とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有し、かつ、幼稚園において3年以上幼児教育に従事した経験を有する者であって、その意欲、適性、能力等

を考慮して適当と認められるもの（保育士の資格の取得に向けた努力をしている者に限る。）を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる。

（施設の設備）

第6条 認定こども園の建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

（1） 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

（2） 子どもの移動時の安全が確保されていること。

2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第4項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては第4項本文及び第7項）に該当するときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	学級数に相当する数から2を減じて得た数に100を乗じて得た数に320を加えて得た数

3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園

舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第2項本文に該当するときは、この限りでない。

5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次のとおりとする。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて第1号に該当するときは第2号に、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて第2号に該当するときは第1号に該当することを要しない。

- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	学級数に相当する数から1を減じて得た数に30を乗じて得た数に330を加えて得た数
3学級以上	学級数に相当する数から3を減じて得た数に80を乗じて得た数に400を加えて得た数

6 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件のいずれも満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 前項に規定する屋外遊戯場の面積以上の面積を有する場所であること。

7 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3項により置く

ものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

(食事の提供)

第7条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができるものとし、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような、体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 受託業者については、認定こども園における食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等を踏まえ、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供が、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行われる場合において、食事の提供を受ける子どもの数が20人に満たないときは、当該幼稚園型認定こども園は、前条第3項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供に必要な調理設備を備えなければならない。

(教育及び保育の内容)

第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき行うこと。

(2) 子どもの1日の生活のリズム、集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮すること。

(教育及び保育に従事する職員の資質向上等)

第9条 認定こども園は、次に掲げるところに留意して、教育及び保育に従事する職員の資質の向上等を図らなければならない。

(1) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質が教育及び保育の要であり、職員自らそのことを認識して資質の向上に努めることが重要であること。

(2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るための職員の日々の指導計画の作成、教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間を確保できるよう、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

(3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。

(4) 教育及び保育並びに子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施する

とともに、当該研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。

- (5) 認定こども園の長に、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力を向上させること。

(子育て支援事業の内容)

第10条 認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる事項に留意して実施しなければならない。

- (1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力を向上させること。

- (2) 地域の子育て支援に関する要望を把握するとともに、当該要望に即した事業を実施すること。

- (3) 子育て支援事業の実施に当たっては、専任の職員を配置すること。

(認定こども園の長)

第11条 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 幼稚園型認定こども園のうち第3条第1号イに掲げるものにおいては、幼稚園又は保育機能施設の施設長は、認定こども園の長を兼ねることができる。

3 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能が総合的に発揮されるために必要な管理及び運営を行う能力を有し、かつ、幼稚園若しくは保育所の長の経験年数が3年以上である者又は幼稚園若しくは保育所等における実務の経験年数が10年以上である者（幼稚園又は保育所等の管理及び運営に従事した経験年数が3年以上の者に限る。）とする。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第12条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、

1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮

して認定こども園の長が定めなければならない。

- 2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

(情報の公表)

第13条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、次に掲げる事項を積極的に公表しなければならない。

- (1) 法第4条第1項各号に掲げる事項
- (2) 職員配置の状況
- (3) 施設の設備の概要
- (4) 子どもの1日の活動内容
- (5) 利用料金
- (6) 学級数
- (7) 開園日数及び開園時間
- (8) 苦情相談の窓口及び体制

(公正な取扱いの原則)

第14条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障がいのある子どもその他特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市との連携を図り、これらの子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(安全等の体制)

第15条 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

- 2 認定こども園は、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えな

なければならない。

(運営状況の評価等)

第16条 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(掲示)

第17条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をするよう努めるものとする。

(移行の周知)

第18条 法第4条第1項の申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設の設置者が当該申請をする場合においては、現に当該施設に在籍している子どもの保護者に対し、認定こども園の認定を受けた場合の教育、保育等について十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(苦情対応)

第19条 保護者からの苦情に適切に対処するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(暴力団等の排除)

第20条 認定こども園は、その運営について、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員による不当な行為を防止し、及び不当な影響を排除しなければならない。

(廃止の届出)

第21条 認定こども園の設置者（市を除く。次項において同じ。）は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の6月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をする場合において、当該認定こども園の設置者は、事前に当該認定こども園に在籍している子どもの保護者に対して、当該認定こども園を廃止することについて十分に説明しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。
(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して2年間は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

(職員の資格に関する特例)

3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第5条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

4 第5条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同

じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

5 第5条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 1日につき8時間を超えて開園する認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4項	第5条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第5条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

附則第6項	第5条第1項，第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
-------	-------------------------------------------------------	----------------------------------------------